

北里大学保健衛生専門学院転入学に関する細則

平成 16 年 4 月 1 日 制定

平成 20 年 10 月 9 日 改正

2021 年 10 月 19 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、北里大学保健衛生専門学院学則（以下「学則」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）の転入学の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 転入学とは、同系同種の他の学校又は養成所（以下「学校等」という。）の学生が、当該学校長又は養成所長の許可を得て、本学院の同一課程に入学することをいう。

(転入学の資格)

第 3 条 本学院に転入学を志願することのできる者は、臨床検査技師等に関する法律第 15 条の規定、栄養士法第 2 条の規定、又は保健師助産師看護師法第 21 条第 2 号の規定により指定を受けた学校（学校教育法第 1 条に規定する大学、短期大学及び高等専門学校を除く。）又は養成所において 1 年の課程を修了した者とする。

(転入学の入学年次)

第 4 条 転入学の入学年次は、同一課程の 2 年次とする。

2 転入学の時期は、学年の初めとする。

(出願手続)

第 5 条 転入学を志望する者は、次の出願書類に入学検定料を添えて出願する。

- (1) 入学願書（所定用紙）
- (2) 取得単位成績証明書
- (3) 学校長又は養成所長の推薦書
- (4) 健康診断書
- (5) その他本学院が必要とする書類

2 前項の入学検定料は、20,000 円とする。

3 転入学を出願できる期間は、転入学を志望する前年度の 2 月末日までとする。

(選考方法)

第 6 条 転入学の選考方法は、面接により実施するものとする。

2 学院長は、前項の選考結果に基づき、入試判定会議の議を経て、転入学の可否を決定する。

(既修得単位の認定及び既履修科目の免除)

第 7 条 転入学合格者の在籍した学校等で修得した単位は、教育上有益と認められる場合に限り、単位認定会議の議を経て、本学院における修得単位として認め、科目履修を免除することがある。

(入学手続)

第 8 条 転入学合格者は、指定された期日までに所定の学費及び書類を添えて、入学手続を完了しな

ければならない。

2 学院長は、前項の入学手続を完了したものに入学許可証を発行する。

(学費)

第9条 転入学合格者の学費は、学則第25条に定めるとおりとする。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、運営委員会の議を経て、教師会において決定する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (北学総第2021-08237号)

(施行期日)

この細則は、2022年4月1日から施行する。